

統計アラカルト

熊本の統計情報 令和4年8月31日

県民の皆様に統計を身近に感じていただくためのページです。

随時、色々な統計に関する話題・データを紹介します。

暑い夏はビールで乗り切ろう～

そろそろ夏も終わりに近づいていますが、まだまだ暑い日が続きそうです。それにしても、夏ってどうしてこんなに暑いのでしょうか？しかし、暑い夏はビールがおいしい季節でもあります。一口にビールといっても、ご承知のとおり発泡酒もあり、第3のビールもあります。国税庁(酒税法)によれば、使用原料と麦芽の使用割合によりビールと発泡酒を次のように区分しています。

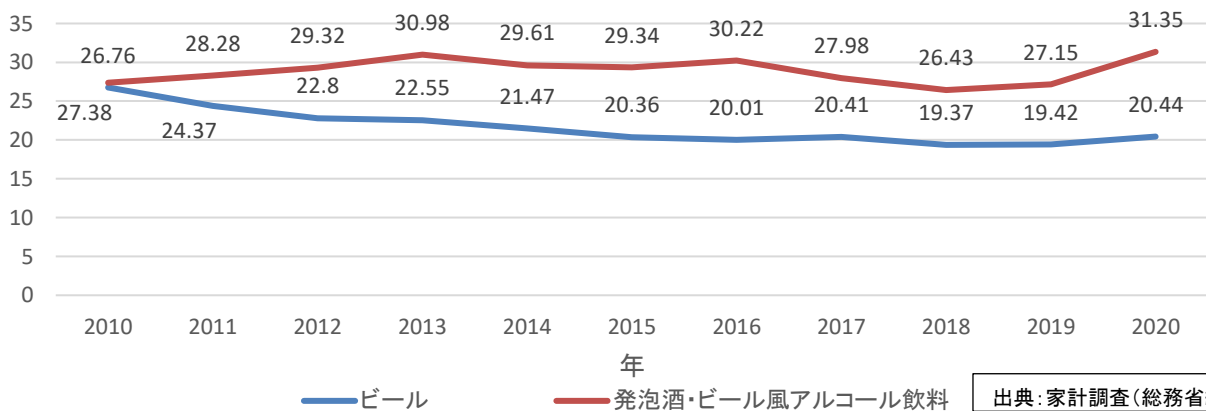
ビール: 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの(麦芽100%)又は麦芽、ホップ、水に麦などの副原料を加えて発酵させたもの(麦芽50%以上)
発泡酒: 麦芽の使用割合50%未満のもの、ビールに認められない原料を使用したもの、

また、第3のビール(国税庁では「新ジャンル」と表記)は、酒税法上は「その他の発泡性酒類」又は「リキュール」に分類されていますが、「新ジャンル」のみを抽出した統計データはないようです。

一方、総務省で実施されている家計調査では、「ビール風アルコール飲料」と表現され、「発泡酒」と同一に区分されています。ビールと比較する場合こちらの方が分かり易いので、家計調査(全国)における「ビール」と「発泡酒・ビール風アルコール飲料」の売り上げの推移を見てみましょう。

「ビール」及び「発泡酒・ビール風アルコール飲料」の一世帯当たり年間購入数量の推移

単位:ℓ

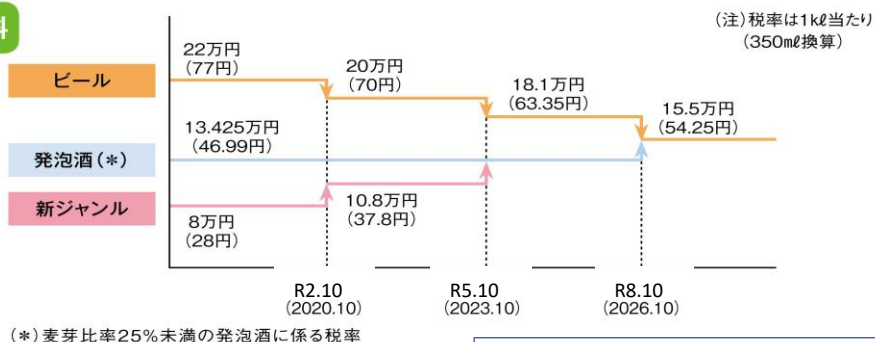


一世帯当たりの年間購入数量をみると、2010年以降一貫して発泡酒・ビール風アルコール飲料がビールを上回っています。

350ml缶あたりの現在の酒税は、ビール70円、発泡酒46.99円、新ジャンル37.8円となっており、これを踏まえた販売価格の差によるビールの割高感を反映しているのではないのでしょうか。

ただし、ビール系飲料の税率は段階的に見直されており、2026年10月には税率が一本化されます。

ビール系飲料

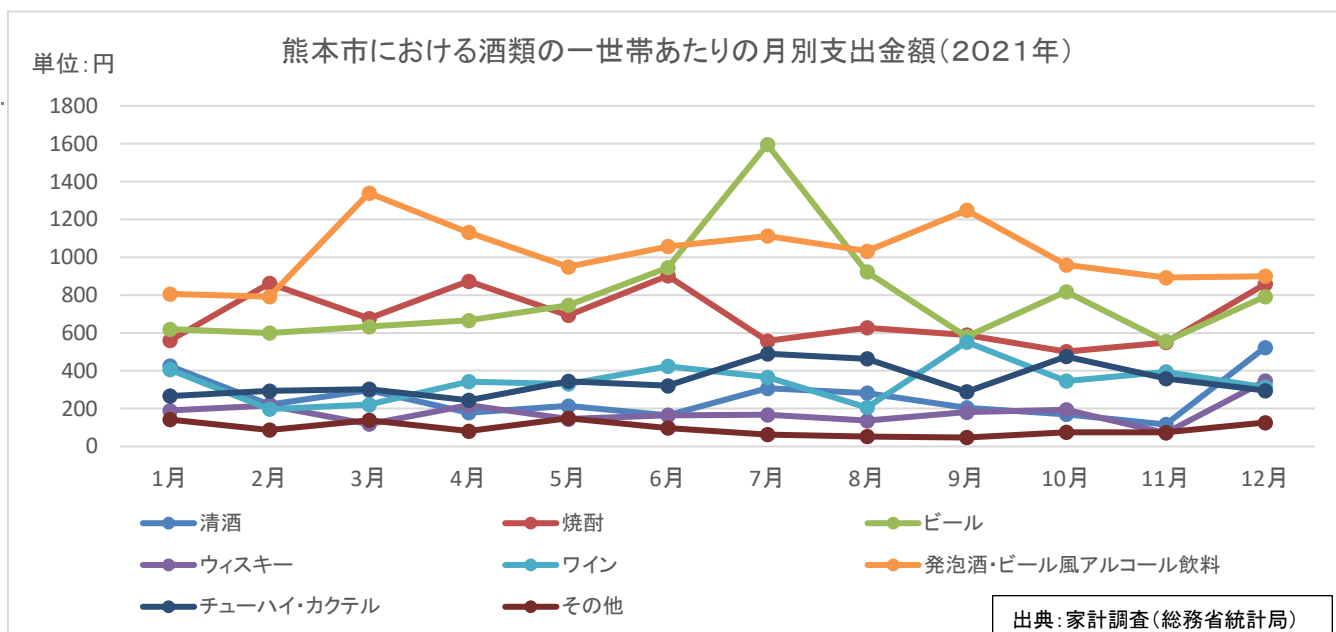


出典: 平成29年度税制改正(平成29年4月) 財務省(一部加工)

それでは、酒類の月別の消費動向を見てみましょう。

家計調査では、世帯の収入や支出、貯蓄・負債を調査しており、県庁所在市及び政令指定都市ごとの調査結果を公表しています。

熊本市における一世帯当たりの月別支出金額は次のとおりです。



このグラフから、発泡酒・ビール風アルコール飲料、ビール、そして、やはり熊本では焼酎が上位に入ってきています。ただし、上位2種をビール系飲料として考えれば、他を大きく引き離して多く飲まれていることがわかります。

なお、7月にはビールが大きく伸びていますが、これは、自家消費だけではなく、お中元のための購入が増えるためではないでしょうか。

ただし、ビール系飲料全体で見ると、夏場が特に多いということではなく、年間通して飲まれているようです。確かに、自分も春夏秋冬季節の変化に関わらず飲んでいますが、やはり、暑い時期のビールは格別ですね。

それでは、今夜もギンギンに冷えたビール(統計上はビール風アルコール飲料ですが・・・)で冷やっこと一緒に暑い夏の夜を楽しみたいと思います。

問合せ先: 熊本県企画振興部交通政策・統計局統計調査課 総務資料班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電話: 096-333-2174 / Fax: 096-384-7544 / メール: toukeichousa@pref.kumamoto.lg.jp